

## 土岐市大規模災害時に備えたストーマ用装具保管事業について

人工肛門、人工膀胱を造設し、日常的にストーマ用装具を使用している方が、地震などの大規模災害時に、ストーマ用装具の使用に困ることがないように、市で非常時用のストーマ用装具を預かり保管する事業です。

### 対象者

土岐市内に在住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ用装具を使用している方

### 保管の対象となるストーマ用装具

蓄便袋、蓄尿袋、付属の衛生用品（おおむね7日分）

### 保管場所

土岐市役所 ・ 市内各支所（西部・鶴里・曾木・駄知・肥田）

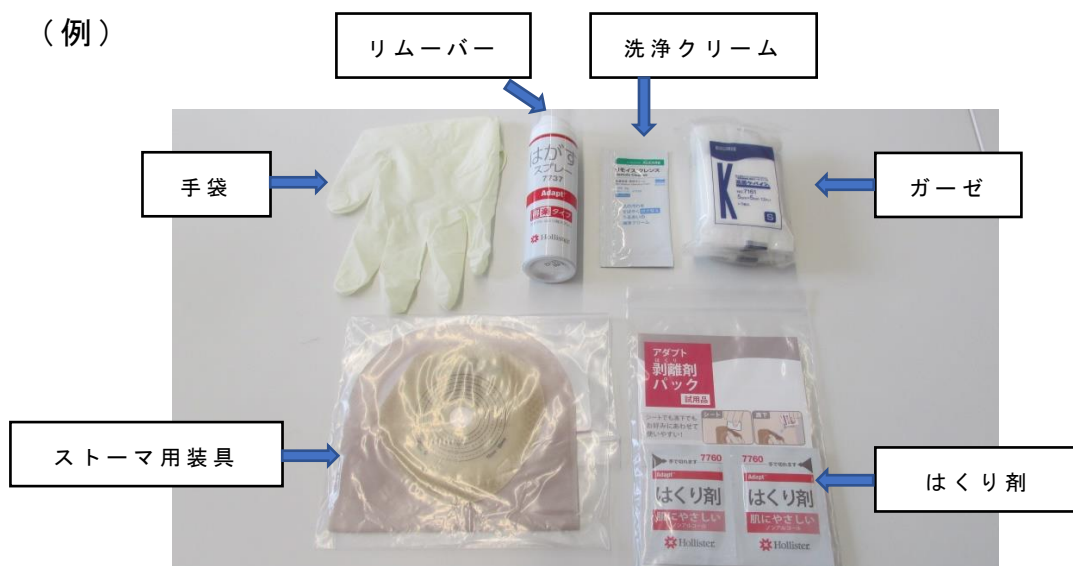
### 申請方法

利用を希望する方は、市役所福祉課窓口もしくは各支所で申請してください。

《申請に必要なもの》

- ・ 申請書兼同意書（市役所福祉課・支所に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます）
- ・ 身体障害者手帳（確認のみ）
- ・ 保管を希望するストーマ用装具（おおむね7日分）

（例）



## 保管しているストーマ用装具の管理



ストーマ用装具は、ファイルケースで保管します。  
ファイルケースは市で用意します。

- おおむね年1回、保管しているストーマ用装具の交換をしてください。  
(毎年、6月に市からご案内します)
- 市は、品質管理、破損の責は負いません(市の故意または重大な過失による場合は除きます)。

## 返却場所(大規模災害時・利用中止時)

預かっている保管場所での返却を原則とします。

## 災害時の備えとして

大規模災害時の備えとして、次の項目を参考にしてください。

- 平時から非常時持出用のストーマ用装具を用意しておく。  
(携帯用のバッグ等に入れておく)
- 自宅や市の施設だけでなく、ストーマ用装具を保管できる場所の確保に努める。  
(知人、親戚宅など)
- ストーマ用装具の製品名やサイズ、販売店の連絡先等をメモし携帯する。  
ストーマ手帳・ストーマノート等をお持ちの方は、それを活用する。

土岐市健康福祉部福祉課  
〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地  
TEL:0572-54-1350 FAX:0572-54-3329  
E-mail:fukusi@city.toki.lg.jp